

平成28年度
長野県子ども支援センター
長野県子ども支援委員会
活動報告

長野県

はじめに

「長野県子ども支援センター」及び「長野県子ども支援委員会」は、平成26年7月に制定された「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（子ども支援条例）」に基づいて、平成27年4月に設置され、平成28年度末で2年を経過いたしました。

この「子ども支援条例」では、県は、子どもに関する各般の問題についての相談をすることができる総合窓口の設置等相談体制の充実を図ること、また、子どもに対する人権侵害に関する事項について調査審議するため「子ども支援委員会」を設置することが規定されています。

そこで、子どもに関する様々な問題についての相談をすることができる総合窓口として、「子ども支援センター」を設置し、教育分野や児童福祉分野の相談経験のある4人の相談員が月曜日から土曜日（祝日等は除く。）の午前10時から午後6時まで電話やメール等により、子どもたちや保護者からの相談に対応しております。

平成28年度は、子どもたち、保護者等から延べ828件の相談を受け付けました。全体の相談件数は平成27年度に比べ減少したものの、いじめや体罰、虐待といった子どもたちの人権に関わる相談や、不登校など、より子どもが抱えているつらさや悩みに寄り添って応じる必要がある相談件数は、平成27年度同様100件を超えており、今後も一層相談体制や機能の充実を図っていく必要があると考えております。

「子ども支援委員会」は、法律、福祉、医療等の専門家である委員5名及び特別委員1名により設置しており、子ども支援センターや県教育委員会事務局に設置されている学校生活相談センターに寄せられた相談について、相談員がより相談者に対して寄り添った、また的確な対応ができるよう個々の事案について協議を行いました。

また、「長野県子どもを性被害から守るための条例」が平成28年7月に公布され、規制項目が11月1日から施行されたことを踏まえ、「子ども支援委員会」において、条例の運用状況の検証として、人権侵害への対応の観点で個別事案を詳細に検証することとしました。

今後も、条例前文に記された「全ての子どもが将来に夢と希望を持ち、伸び伸びと育つ地域社会」の実現を目指して、長野県の子どもにとって、また、子どもを支援する人たちにとって、より身近で一層信頼されるセンターとなるよう取組を充実させてまいります。

長野県子ども支援センター所長（こども・家庭課長）

子ども支援センター・子ども支援委員会のこの1年を振り返って

子ども支援センター及び子ども支援委員会が開設されて2年が過ぎました。初年度は、子ども支援センターの活動が「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」に十分沿うための基礎固めが主な作業でした。本年度も、相談窓口の対応や体制、関係機関との連携について、さらに充実するよう審議してまいりました。

平成28年度の相談も半数以上が子どもからのもので、内容としては、交友関係や部活、教師、成績など学校に関する悩みが多かったようです。いじめの相談が61件、虐待も13件あり、いずれも半数以上が子ども自身からの相談でした。

子どもを性被害から守るための条例が平成28年11月に施行され、最近、初めて条例に基づいて立件された事案が公表されました。被害者はSNSを通じて加害者と知り合っていたようですが、他にも、悩んでいる子どもに相談にのるように見せかけて巧みに近づいて人権を踏みにじっている例が多くあるようです。SNSではなく、ちゃんとしたところに相談できていたら被害に合わなくてもよかったのではないかと、心が痛みます。支援センターの相談窓口がもっと子どもたちが相談しやすいものになるように努力する必要があります。また、身近なところに相談できる場が多くあると、このような悲しい出来事を防げるかもしれません。放課後児童クラブの受け入れ対象が小学校6年生まで拡大されたことや、放課後子ども教室の推進、子どもの居場所作りのモデル事業として「信州子どもカフェ」が開かれたことなど、子ども支援のための施策の実施状況について委員会で報告がありました。今後、益々、子どもが利用しやすい場所が増えることを望みます。

子どもを性被害から守るための条例に関しては、本委員会の人権侵害を調査審議する役割により、被害状況の公表の仕方と運用状況について検証することが求められました。公表されることで二次的な心的外傷を受けないように子どものプライバシーを守ることと、心のケアが十分なされることを重視して検証したいと思います。

性被害はもとより、SNSによる交友関係のトラブルやゲーム・インターネット依存など、子どもを取り巻くメディアの問題が深刻になっています。子どもの健全な発達を守るために、関係機関が連携して対策を考える必要があると痛感しています。

「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」では、基本理念に「子どもが相互に人権を尊重し合うことができるよう自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、・・・」とあります。大人も子どもも個人が尊重され、困った時に支援が受けられる社会になると、思いやりの気持ちが持て、人権侵害が予防できるようになるのではないのでしょうか。

子ども支援委員会会長 木村 宜子

長野県子ども支援センター・長野県子ども支援委員会活動報告 目次

1	子ども支援センターの概要	1
	(1) 「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」と子ども支援センター	
	(2) 相談体制	
	(3) 相談以外の機能	
	(4) 平成 28 年度の広報活動の状況	
2	子ども支援センターの相談受付状況	5
	(1) 平成 28 年度中の電話・メール相談の状況	
	(2) 週別相談受付状況	
	(3) 相談者別	
	(4) 相談内容別	
	(5) 面接相談の状況	
	(6) 関係機関との連携(相談に対する支援状況)	
	(7) 平成 27 年度相談状況との比較	
3	相談窓口担当者研修会・連絡会の開催	10
	(1) 子ども相談窓口の相談員研修会の開催状況	
	(2) 子どもの相談機関等連絡・連携会議の開催状況	
4	長野県子ども支援委員会	11
	(1) 委員会の設置	
	(2) 委員会の体制	
	(3) 委員会の職務	
	(4) 委員会の開催状況	
○	コラム ～ 子ども支援委員会 委員から ～	13
【資料】		18
	・長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成 26 年条例第 32 号）	
	・長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例施行規則（平成 27 年規則第 22 号）	

1 子ども支援センターの概要

(1) 「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」と子ども支援センター

昨今の子どもたちの現状を見ると、学校等におけるいじめに係る問題、虐待相談件数の増加等に加えて、子どもたちが暮らす地域社会においては、人間関係の希薄化や経済的格差の拡大等、その環境は複雑・困難化しています。

平成 23 年に行われた長野県子どもアンケート調査では、長野県の多くの子どもは、大人に見守られながら楽しく生活していますが、一方で、子どもの約 1 割はいじめ、体罰、虐待、不登校等に苦しみ、しかも自分を責めて我慢している子どもたち、また自己肯定感の低い子どもたちの存在が分かりました。

様々な問題を抱え、悩み苦しむ子どもたちを支援するために、

○子どもたちそれぞれの状況に応じて様々な支援につながるような相談・救済の仕組みづくりを進める。

○子どもたちを支援するのはもちろんのこと、保護者、保育士、教職員をはじめ子どもの育ちにかかわる人たちも支援する取組を行う。

このような考えに立って、長野県では、県民が子どもの育ちに関する理念を共有し、子どもたちが将来に希望を持ち自ら成長する力を十分に発揮して育つことができる施策や取組が展開できるよう、平成 26 年 7 月に「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」を制定しました。

この条例では子どもへの支援等に関する基本理念のほか、基本的施策として子どもに関する各般の相談ができる総合窓口の設置その他の相談体制の充実が定められており、これに基づいて県は子ども支援センターを平成 27 年 4 月に開設しました。

子ども支援センターは、長野県県民文化部こども・家庭課内に設置されています。

(2) 相談体制

子どもや保護者等から広く子どもに関する相談を受ける中から、いじめ、虐待等の人権侵害に直面している子どもからの SOS を受け止め、問題解決に結びつけることが子ども支援センターの大きな目的です。相談を積み重ねる中で、頼れる相談先として、子どもたちに気軽に何度でも電話してもらえそうな相談窓口を目指しています。

相談窓口

- ・開設日時：月曜～土曜日（日曜・祝日及び年末年始を除く） 午前 10 時～午後 6 時
- ・相談方法：電話、メール、ファックス、手紙での相談
面接相談（月～金 予約制） 面接の場所 長野市 県庁こども・家庭課
- ・子ども用無料相談電話：0800-800-8035
- ・大人用相談電話：026-225-9330
- ・メール相談：kodomoshien@pref.nagano.lg.jp
- ・ファックスで相談：026-235-7390
- ・相談を受ける職員：教育分野、児童福祉分野で相談経験のある専任の電話相談員が相談を受けています。

(3) 相談以外の機能

条例に定められた子ども支援委員会の事務局機能を担うほか、県下で子どもに関する相談、支援を行っている自治体や民間団体の連携が図られるよう研修会、連絡会を開催しています。

(4) 平成 28 年度の広報活動の状況

平成 28 年 5 月に、相談の電話番号やメールアドレス等を記載した「ものさし型カード」を、県内すべての国公立・私立学校（専修学校含む）の小学校 3 年生から高校 3 年生までの児童・生徒に学校を通じて配付しました。配付する学年は、平成 27 年度の小学 4 年生以上から、3 年生以上に拡大しました。

また、子ども支援センター及び子ども支援委員会の機能について説明したチラシを、小学校 3 年生から高校 3 年生までの子どもを持つ保護者に配付しました。

それに先立ち、4 月には県下の児童館、図書館等にカードとチラシを送付し、配架の依頼をしました。

さらに、平成 29 年 3 月には、長野県インターネット青少年適正利用推進協議会がネットトラブルの相談についてとりまとめたリーフレットに、幅広く対応する相談窓口として子ども支援センターを掲載し、県内すべての中学生と高校生、小学生から高校生までの子どもを持つ保護者に配付していただきました。

子ども支援センターでは、ホームページを長野県の公式サイト内に設け、センターの概要、相談の仕方等を案内しています。

5 月配付の「ものさし型カード」

〈表〉



〈裏〉



ながのけんこ しえん
長野県子ども支援センターは
 そうだん ま
みんなの相談を待っています

こま
困ったこと、つらいことで
 なや
悩んでいるあなたへ

とも かそく
 友だちのこと、家族のこと、どんなことでも

なや はなし き
悩んだときは、話を聞かせてください

ひみつ かなら まも
秘密は必ず守ります



そうだん
相談してみよう

でんわ そうだん
電話で相談する

こ せんよう わりよう
子ども専用ダイヤル(無料) 0800-800-8035

そうだん
FAXで相談 026-235-7390



◆相談できる曜日と時間◆

げつ ど ござん こ こ にちようび しやくじつ ねんまつねんし やす
 月～土 午前10:00～午後6:00(日曜日・祝日・年末年始は休み)

メール そうだん
メールで相談する

メールアドレス ※お返事には、時間がかかることがあります。

kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp



子ども支援センター

あ そうだん
会って相談する

ばしょ ながのし おおあざみなみながのおさばした けんちょう かにいか
場所 長野市大字南長野字幅下692-2 県庁子ども・家庭課

※会って相談する場合は、月曜日から金曜日になります。(予約制)



○ 子どもに関することであれば、大人も相談できます

おとなよう そうだんでんわ
大人用相談電話 026-225-9330



長野県PRキャラクター「アルクマ」
 ©長野県アルファ

長野県は子ども支援に取り組みます！

長野県の多くの子どもは、大人に見守られながら楽しく生活していますが、一方で、いじめ、体罰等に苦しみ、しかも自分を責めて我慢している子どもたちも存在します。

長野県は、このような子どもたちの相談・救済に主眼を置きつつ、子どもたちが将来に希望を持ち自ら成長する力を十分に発揮して育つことができる施策や取組が展開できるよう、平成26年7月に「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、子どもの様々な相談に応じる「長野県子ども支援センター」といじめ、体罰等による人権侵害から子どもを救済する「長野県子ども支援委員会」を平成27年4月に設置しました。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

長野県子ども支援センターとは

子どもが抱えるいじめ、体罰等の悩みのほか、保護者が抱える育児や子育ての悩みなど子どもに関する様々な悩みに幅広く対応する相談窓口です。

子どもに関することであれば、保護者などの大人からの相談も受けます。

なお、いじめや体罰といった子どもの人権侵害に関する相談で、解決が難しい案件については、長野県子ども支援委員会に申出することができます。

長野県子ども支援委員会とは

いじめ、体罰等による人権侵害に悩む子どもや保護者からの申出を受け、公平・中立な立場で調査・審議する機関です。

子ども支援委員会は、人権侵害に悩む子どもの最善の利益を実現するために必要な支援を行います。

長野県子ども支援センター等に関するお問い合わせは

長野県県民文化部こども・家庭課内

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

☎026-235-7099 ✉ kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

2 子ども支援センターの相談受付状況

(1) 平成28年度中の電話・メール相談の状況

平成29年3月31日 累計

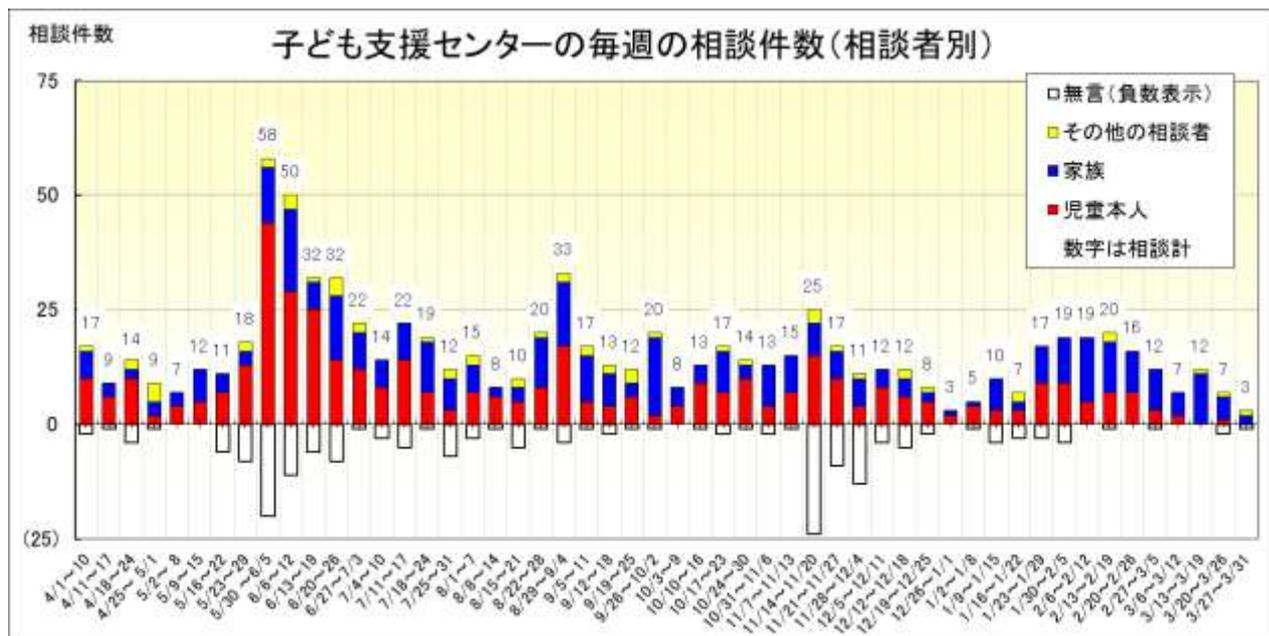
相談者の区分	児童性別	相談内容											小計	合計 (メール・内数)	相談者別割合		
		いじめ	体罰	虐待	一般相談							子育て (養育不安、家庭環境等)				性被害 (再掲)	
					不登校	学校関係	交友関係	思春期	家族	メディア関連	その他						
児童本人	幼児	男								1					1	1	0.1%
		女													(0)		
		不明															
	小学低	男						3		1					4	18	2.2%
		女	3		1		1	3		3		3		14			
		不明													(0)		
	小学高	男	4				3	4	2	4	1	2		20	65	7.9%	
		女	8		1	1	7	17	2	3		5		44			
		不明					1							1			(6)
	中学	男	8		1	2	9	3	7	4		14		48	112	13.5%	
		女	2		2	7	19	15	10	6		3		64			
		不明															(22)
	高校	男	4				6	7	5	3		9		34	75	9.1%	
		女	2		1	4	9	6	4	6	1	5	(1)	38			
		不明					1			1		1		3			(18)
不明	男					2	7	10			64		83	146	17.6%		
	女	1		3	1	7	10	4	5	4	12		47				
	不明	1				3	2		1	1	8		16			(23)	
小計	男	16		1	2	20	24	24	13	1	89		190	417	50.4%		
	女	16		8	13	43	51	20	23	5	28	(1)	207				
	不明	1				5	2		2	1	9		20				
	計	33	0	9	15	68	77	44	38	7	126	(1)	417				
家族	父	男				1	2					9	12	36	4.3%		
		女				2	5	1		2		6	17				
		不明	1			3	2					1	7			(1)	
	母	男	14	1		8	29	3	1	2	1	2	43	104	300	36.2%	
		女	12		1	9	29	5	2	9		68	35	170			
		不明	1	2		2	9	2		2	1	2	5	26			(9)
	その他	男				1						1	2	4	19	2.3%	
		女			1	2		1		3			3	10			
		不明				2	2			1				5			(0)
	小計	男	14	1		10	31	3	1	2	1	3	54	120	355	42.9%	
		女	12		2	13	34	7	2	14		69	44	197			
		不明	2	2		7	13	2		3	1	2	6	38			
計		28	3	2	30	78	12	3	19	2	74	104	(0)	355			
関係者等	施設	男												0	-		
		女														(0)	
		不明															
	学校	男										1		1	1	0.1%	
		女												(0)			
		不明															
	その他	男	1						1			2	1	5	55	6.6%	
		女	1		1	1				1		4		8			
		不明			2							40		42			(1)
	小計	男	1						1			3	1	6	56	6.8%	
女		1		1	1				1		4		8				
不明				2							40		42				
計		2	0	3	1	0	0	1	1	0	47	1	(0)	56			
合計	男	31	1	1	12	51	27	26	15	2	95	55	316	828	100.0%		
	女	29		11	27	77	58	22	38	5	101	44	412				
	不明	3	2	2	7	18	4		5	2	51	6	100				
	計	63	3	14	46	146	89	48	58	9	247	105	(1)			828	
内容別割合		7.6%	0.4%	1.7%	5.6%	17.6%	10.7%	5.8%	7.0%	1.1%	29.8%	12.7%	100.0%				
無言電話														187	(※)18.4%		
総合計														1,015			

(※) 総合計に対する無言電話の割合

電話・メール等を受けた総件数は1,015件で、そのうち無言等で相談ができなかったものが187件ありました。会話が成立したものは828件で、そのうちメールでの相談は80件ありました。

なお、電話相談は、電話のつど1件を計上し、メール相談は同一のアドレスからであれば何回かやり取りがあっても、同じ主訴の相談を続けている間は1件として計上しています。

(2) 週別相談受付状況



今年度は、周知のカード等が子どもたちや保護者に届いた5月以降から相談が多くなりました。

平成27年度と同様に連休の時期や夏休み等の長期休暇には相談は少なくなり、子どもたちの悩みごとの多くが学校と繋がっていることがうかがわれます。平成27年度に少なかった8月の受付件数が今年度はかなり増加しました。夏休み明けは子どもや保護者の不安が高まる時期であり、その時に相談が増えたことは、センターが相談先として定着して来たことの表れと考えられます。

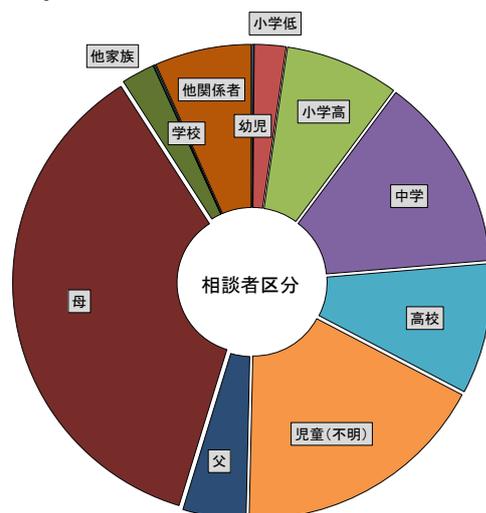
秋から、年度末にかけては子どもの相談は徐々に減る傾向にあり、母からの相談（母自身への不安もある中での子育ての大変さ等）が比較的多くなりました。

なお、時間帯別に見ると、子ども、大人ともに学校の終わる午後3時頃から午後6時の相談が多くなっています。

(3) 相談者別

相談者は児童本人が50.4%、父母等家族・親族からが42.9%、それ以外の相談者が6.8%となっています。

子どもの相談者を年代別に見ると、年代が分かっている中では、中学生が112人（子どもの相談の26.9%）、



高校生が75人(同18.0%)、小学校高学年が65人(同15.6%)となっています。

約35%は年代が不明ですが、メール等は、子どもたちが伝えない限り年代が判別できない場合が多いためです。

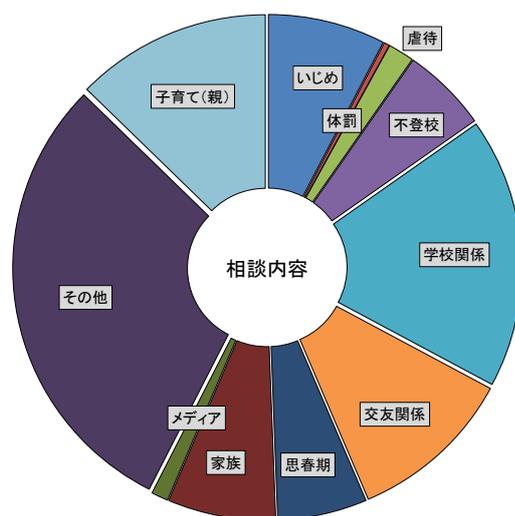
家族等からの相談では、母親からの相談が84.5%と最も多く、父親(10.1%)、祖父母等の親族(5.4%)の順となっています。

(4) 相談内容別

相談内容では、「学校関係」(教師の言動、部活、進路等)が146件(17.6%)と最も多く、「子育て」が105件(12.7%)、「交友関係」(友だちとの仲たがい・仲直り、グループへの所属など)が89件(10.7%)と続き、いじめは63件(7.6%)、不登校は46件(5.6%)となっています。

いじめや交友関係の相談は学校におけるものがほとんどであり、不登校を含めて学校に関連する悩みの相談が多いことが分かります。

「その他」相談は247件で、ネットトラブルに関する相談、健康の相談、いたずら的な相談、話し相手を求めるもの等が含まれます。



(5) 面接相談の状況

面接に結びついた事案は1件(面接回数は1回)で、この面接により解決の道筋を整理し、家族がその後の行動を決定していくことになりました。

(6) 関係機関との連携

相談者の了承が得られた事案に関しては、子ども支援センターが県教育委員会、児童相談所等の関係機関と連携して、子どもや家族が相談で求めてきた解決に結びつけるようにしています。適切な支援の可能な関係機関につなぐことも、子ども支援センターの重要な役割となっています。関係機関と連携した件数は下表のとおりです。

関係機関と連携した事案数(実件数)

機関種別	知事部局他課	児童相談所*	県教育委員会	警察	市町村	学校	その他	合計
事案数		20	11		1		1	33

*児童相談所、市町村への虐待通告はこのうち6件

(7) 平成27年度相談状況との比較

①総件数

	相談件数	総受付件数	無言等電話数
平成27年度	1,286件	1,567件	281件
平成28年度	828件	1,015件	187件

②月別件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
27年度	相談件数	272	183	112	100	38	62	76	77	112	101	98	55	1,286
	総受付件数	372 (100)	255 (72)	132 (20)	112 (12)	48 (10)	64 (2)	88 (12)	83 (6)	130 (18)	114 (13)	105 (7)	64 (9)	1,567 (281)
28年度	相談件数	49	73	162	74	73	72	60	70	41	49	69	36	828
	総受付件数	57 (8)	94 (21)	201 (39)	90 (16)	86 (13)	78 (6)	64 (4)	115 (45)	56 (15)	63 (14)	71 (2)	40 (4)	1,015 (187)
相談増減		▼223	▼110	△50	▼26	△35	△10	▼16	▼7	▼71	▼52	▼29	▼19	▼458
総受付増減		▼315 (▼92)	▼161 (▼51)	△69 (△19)	▼22 (△4)	△38 (△3)	△14 (△4)	▼24 (▼8)	△32 (△39)	▼74 (▼3)	▼51 (△1)	▼34 (▼5)	▼24 (▼5)	▼552 (▼94)

() 内は無言等電話

③月別・相談者(児童、保護者等)別件数

	子ども	保護者等
平成27年度	66.0%	34.0%
平成28年度	50.4%	49.6%

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
27年度	児童	221 (81.3)	153 (83.6)	82 (73.2)	57 (57.0)	22 (57.9)	41 (66.1)	42 (55.3)	38 (49.4)	58 (51.8)	60 (59.4)	50 (51.0)	25 (45.5)	849 (66.0)
	保護者等	51 (18.7)	30 (16.4)	30 (26.8)	43 (43.0)	16 (42.1)	21 (33.9)	34 (44.7)	39 (50.6)	54 (48.2)	41 (40.6)	48 (49.0)	30 (54.5)	437 (34.0)
28年度	児童	28 (57.1)	47 (64.4)	103 (63.6)	35 (47.3)	36 (49.3)	24 (33.3)	31 (51.7)	37 (52.9)	23 (56.1)	24 (49.0)	24 (34.8)	5 (13.9)	417 (50.4)
	保護者等	21 (42.9)	26 (35.6)	59 (36.4)	39 (52.7)	37 (50.7)	48 (66.7)	29 (48.3)	33 (47.1)	18 (43.9)	25 (51.0)	45 (65.2)	31 (86.1)	411 (49.6)
増減	児童	▼193	▼106	△21	▼22	△14	▼17	▼11	▼1	▼35	▼36	▼26	▼20	▼432
	保護者等	▼30	▼4	△29	▼4	△21	△27	▼5	▼6	▼36	▼16	▼3	△1	▼26

() 内は月別の割合(%)

④比較

ア 全体・相談者別の相談件数について

平成27年度と比較すると、相談件数は458件(35.6%)、総受付件数は552件(35.2%)の減少となりました。

平成 27 年度は、4 月・5 月の 2 か月間の相談件数が 455 件（年間の 35.4%）と多くの相談があり、平成 28 年度の同月の相談件数は 122 件で 333 件（73.2%）の減少となりましたが、この 2 か月を除いた 6 月から翌年 3 月までの 10 か月間では、平成 27 年度に比べて 125 件（15.0%）の減少となり、減少幅は縮小しています。

このうち児童本人は、平成 27 年度に比べて 432 件（50.9%）の減少となっており、4 月・5 月は 299 件（79.9%）、この 2 か月を除いた 6 月から翌年 3 月までの 10 か月間では、133 件（28.0%）の減少となっています。

児童本人以外（家族・関係者等）は、平成 27 年度に比べて 26 件（5.9%）の減少で、相談件数に大きな差は見られません。

平成 27 年度は開設初年度であり、4 月当初に配付した周知用カードの効果により、特に児童本人の支援センターに対する関心が高かったことが考えられます。

イ 事象別相談件数について

不登校を除く一般相談（学校関係・交友関係等）は 597 件で、平成 27 年度と比較すると 457 件（43.4%）の減少となっているため、今後、子どもたちが抱える悩みが深刻なものとなる前の早い段階から相談を受け、早期対応により解決に導いていくことが必要であると考えています。

一方、いじめ・体罰・虐待といった人権侵害に関する相談は 80 件で、ほぼ同数の相談があり、不登校に関する相談は 46 件で 12 件（35.3%）の増加となっており、人権侵害や不登校といった子どもにとって深刻な相談がセンターに寄せられている状況です。

ウ 関係機関との連携について

平成 27 年度に比べて 30 件（47.6%）の減少となっていますが、総相談件数に占める割合は、平成 28 年度は 4.0%で平成 27 年度と大きな差は見られません。このうち、児童相談所は 4 件増加しています。センターにおける相談の特性として、個人を特定する情報を得ることが難しいため、今後も相談者の気持ちに配慮しながら、支援に必要な情報を得ていくことが必要であると考えています。

エ センター（相談窓口）の周知について

児童本人からの相談件数が減少した要因のひとつに、子どもたちへの周知不足が考えられます。子どもたちや保護者に周知カード等を配付した後、相談件数が増加することから、子ども支援センターを案内する機会を増やすことが必要であり、今後は、周知物品の配付の他、県や市の広報紙等を活用し、より多くの方に広く周知を図ってまいります。

また、子どもたちの悩みが深刻なものとなる前に、気軽に相談してもらえる窓口とするため、悩みを抱える子どもたちにとって、より身近な相談窓口となるよう、案内の仕方などについても一層の工夫をしたいと考えています。

3 相談窓口担当者研修会・連絡会の開催

1の(3)で述べたように子ども支援センターでは子どもに関する相談・支援を行っている民間団体や市町村等の連携を図るべく、研修会・連絡会を実施しました。概要は下記のとおりです。

(1) 子ども相談窓口の相談員研修会の開催状況

第1回 開催日 平成29年1月31日(火)

参加者 47名(チャイルドライン等のNPO団体、市町村の家庭児童相談員等)

研修内容 ・講演「子どもの性はグラデーション」
・事例研究(グループ別討議、全体発表)

〔講師〕川中島の保健室主宰 白沢章子 氏

(2) 子どもの相談機関等連絡・連携会議の開催状況

第1回 開催日 平成29年1月31日(火)

参加者 22名(チャイルドライン等のNPO団体、市町村の家庭児童相談員等)

会議内容 ①活動内容、事例等の発表

- ・チャイルドライン
- ・長野いのちの電話
- ・更埴子育て支援センター
- ・長野県子ども支援センター

②意見交換

4 長野県子ども支援委員会

(1) 委員会の設置

「長野県の未来を担う子どもを支援に関する条例」の第18条第1項では、「いじめ、体罰等による人権侵害を受けた、若しくは受けている子どもや保護者は長野県子ども支援委員会に対し、その救済を申し出ることができる」とされています。第19条では、「子どもに対する人権侵害に関する事項について調査審議するため、長野県子ども支援委員会を設置する」とされており、条例に基づいて平成27年4月に長野県子ども支援委員会を設置しました。

子ども支援委員会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による県の附属機関です。

(2) 委員会の体制

委員5名（任期2年、教育・福祉・法律等の分野における専門家）

特別委員（特別の事項を調査審議するため必要があるときに置く。）

〈委員名簿〉

	分野	氏名	所属等
会長	医療	木村 宜子	佐久総合病院 児童精神科医
副会長	法律	中嶋 慎治	中嶋慎治法律事務所 弁護士
委員	福祉	鎌 妙子	元長野県松本児童相談所長
委員	教育	佐々木 尚子	栗田病院 臨床心理士 スクールカウンセラー
委員	民間活動	野見山 ナオミ	子どもの心身共に健康な成長を願う親の会 代表
特別委員		山本 京子	前長野県県民文化部こども・若者担当部長

(3) 委員会の職務

ア 人権侵害に係る救済申出のあった事案に対する調査審議（条例第18条）

条例第18条第5項では、「調査審議した結果必要があると認めるときは、知事又は教育委員会に対し次に掲げる事項について勧告することができる」と規定されています。

①子どもに対する人権侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること。

②県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと。

イ 知事の諮問による子どもの人権侵害に関する事項の調査審議（条例第19条）

ウ その他、子ども支援センターの相談業務、運営等に関する助言

(4) 委員会の開催状況

相談事案や子ども支援センターの運営に関する審議を行うため、計6回開催しました。

その状況は下記のとおりです。

なお、救済の申し出に基づく審議はありませんでした。

第1回 開催日 平成28年5月9日（月）

〔会議事項〕

- ・子ども支援センター、学校生活相談センターの相談状況について
- ・平成27年度の活動報告（案）について
- ・事案協議について

第2回 開催日 平成28年7月13日（水）

〔会議事項〕

- ・子ども支援センター、学校生活相談センターの相談状況について
- ・長野県子どもを性被害から守る条例について
- ・性暴力被害者支援センターの設置について
- ・事案協議について

第3回 開催日 平成28年9月12日（月）

〔会議事項〕

- ・子ども支援センター、学校生活相談センターの相談状況について
- ・子ども支援のための施策の実施状況等について
- ・事案協議について

第4回 開催日 平成28年11月9日（水）

〔会議事項〕

- ・子ども支援センター、学校生活相談センターの相談状況について
- ・子どもの性被害の状況の公表と検証について
- ・事案協議について

第5回 開催日 平成29年1月23日（月）

〔会議事項〕

- ・子ども支援センター、学校生活相談センターの相談状況について
- ・事案協議について

第6回 開催日 平成29年3月22日（水）

〔会議事項〕

- ・子ども支援センター、学校生活相談センターの相談状況について
- ・事案協議について

自分と他人のこと

委員 中嶋 慎治

友達付き合いが上手くいなくて悩むことはありますか？

グループの中で、気が合わない人がいる、自分だけ浮いているとか、もしかしたら、いじめられているという人もいるかもしれません。

それだったら、そんな付き合いはやめればいい、言葉でいうのは簡単ですが、実際は難しいですよ。ひとりぼっちになるのは嫌ですし、もともとは仲の良かった友達かもしれません。

他人との関係は、難しい。それは、自分と相手は違う人間だし、自分と同じように、相手にも気持ちがあるから。気の合う、合わないもありますね。グループだと、誰かをターゲットにして、他の人が結束しやすいという人間の心理もあるでしょう。

他人と自分。相手がどう考えているか気になり出すと、すごく気になる。責められたり、ひどいことを言われたときは、自分は駄目な人間じゃないかと自信を失ってしまいます。

ところで、学校で習ったかもしれませんが、現在の国や社会は、近代の人権思想という考え方で成り立っています。それは、人は皆、生まれながらにして人権を有するという。誰もが、人であるというだけで最大の価値がある。だから、誰もが、同じように尊重されるということです。そのことは、憲法第13条にも、「すべて国民は、個人として尊重される。」と書かれています。

尊重されるのは、国でも、社会でも、学校でも、グループでもなく、ひとりひとりの人、個人です。その個人が、その人らしくあること、つまり、自由であることが最も大事なことでされています。やりたいことをやり、食べたいものを食べ、着たい服を着て、行きたいところへ行く。どんな仕事をするかも、スマホでどんな情報を発信するかも、どんな神様を信じるかも自由です。他人に迷惑をかけない限り、何をしてもいいし、しなくてもいい。

それは、私はこうありたいんだという、あなたらしさを追求することに価値があるということです。それは同時に、他人らしさも認めるということです。

友達付き合いの判断も、あなた自身がどう感じるか、どうしたいかが一番大事だと思います。その相手との関係やグループの中で、あなたがあなたらしくいられるかどうか。

「私らしさなんてない」、「どうせ、自分なんて・・・」と感じる人でも、心の奥で感じる好き嫌いの気持ちがあると思います。それを大事にしてほしいです。

グループから離れることで、仲の良い友達とも離れることになるかもしれない。悩ましい問題ですね。でも、無理をして、辛い思いをし続けるような付き合いは、あなたにとって良いことなのかどうか。

1人きりになって寂しい、どうしたらいいか分からないというようなとき、子ども支援センターに相談してみてください。スタッフがあなたの話を聴いて、一緒に悩んでくれると思います。それが、良い方向へ向かうきっかけになるかもしれません。

伝えたいこと

委員 鎌 妙子

子ども達は、多かれ少なかれ胸の中に悩みというか、心配ごと、不安なことを抱えながら家庭で、学校で、社会の中で暮らしていると思います。

子ども達の電話から聞えてきます。

「意地悪された…」 「友達に謝りたい…」 「学校に足が向かない…」

言葉にできないけれど、苦しい、悲しい思い、胸の中に溜まっています。

つらいこと、困ったこと、またうれしいことも、子ども達は誰かに聞いてほしいと思っています。

もちろん、お母さん、お父さん、家族に、そして先生に聞いてほしい、

でも、大人たちは忙しい時が多いんです。子どもは、そんな気持ちをすぐに話したい、伝えたいと思っています。

そんな時はいつでも、電話の向こうだけでも寄り添ってくれる人がいる、一緒に悩んで考えてくれる人がいます。

社会環境の大きな変化の中で、大人の気づかないところで子どもの人権が脅かされていることが危惧されます。そのことに子ども自身も気が付かないことが多いでしょう。

「嫌なことは、声をあげていいんです」

「誰かの助けをかりていいんです」

子ども達を見守り、子ども達が安心して生活できる社会であること、そして子ども達自身がそうした力を付けていくことができるように、力をかすことは大人の役割です。

私達は、子ども達が安心して話してみようと思える、信頼できると思えるような大人でありたいと願っています。

話してみてください、私達は子ども達の声に耳を傾け続けています。

日本が1994年に批准した、子どもの権利条約には、「子どもの最善の利益を第一に優先する」とあります。

子どもの最善の利益は、「子どもにとっての最善の利益」であることを、大人たちは忘れがちでもあります。

子ども達も一緒に考えてみてください。

自分にとって大切なものは？ みんなにとっても大切なものは？

大切なものは、自分で守っていく力を付けることが必要です。

子ども達が担っていく未来が明るく幸せな社会であるよう、私達は大人の責任と役割を果たしていきたいと思っています。

小学校3年生の愛菜さん（仮名）は、妊娠中のお母さんと、再婚相手のお継父さん、異父弟妹達と暮らしていました。「尚子先生、愛菜のこと好き？」何度も確かめてくる人懐っこい子で、話の多くは「愛菜だけが怒られて、かわいがってもらえない」こと、弟や妹達がいてお母さんに近づけないこと等で、狭いアパートの一室では家族全員が眠ることはできず、愛菜さんだけが「隣の部屋で、一人で眠るの」とも話してくれました。

「だから愛菜、いつも寂しくて」（そんな時はどうするの？）「うんとね、お皿を洗ったり洗濯物をたたんだり、妹のオムツも替えたりね。いっぱいお手伝いをするの。いっぱい褒めてもらえるように。だけどどうしてもギョってしてもらえないの。」

まだ幼い子特有の甘い匂いが漂う愛菜さんが、お母さんに抱きしめてほしい、一緒に眠りたい、そんなただ当たり前のことをしてもらうことが、どうしてこんなにも遠い道のりなのだろう…。あどけない表情、カサカサの細い指を目の前にして、（そっか）に続く言葉が浮かばなかったことを覚えています。

私だけでなく学校の先生方も、福祉の職員もなんとかこの状況を打破できないかと、何度も両親を含めた話し合いがもたれました。でも、お母さん、お継父さん、家族の誰もが限界ギリギリの生活で、次の手立てがないままだった、ある時のことです。

「このままじゃダメになっちゃう。あのね、愛菜だけお引越すことにしたよ」自分に言い聞かせるように話してくれた、愛菜さんのその言葉には、静かだけど強い決意がありました。それは養護施設に入ることであり、同時に学校を転校すること、愛菜さんが誰よりも大好きなお母さんとの別離を意味しています。

私たちが感傷的に憂いている間、愛菜さんは、願っても叶わない思いと向き合いながら、何度落胆してきたことだろう。叫びそうになるような寂しい夜を、一体いくつ重ねてきたのだろう。本当に大好きなお母さんではあるけれど、今自分から手放さなければ、もっと大切な何かを失ってしまう。時間をかけて考える中で、愛菜さん自身がそれに気づいたことが伝わってきました。

小さな愛菜さんの大きな重い決断に、生きていくことは、こんなにも切なくて酷なことなのだ、と目を覚まさせられました。また、こんなに小さくとも、進む道は自分でみつけ出せるのだ、とも。時に、その決断は手放しのハッピーエンドではないこともあります。子どもにそんな苦しい結論を出させるべきでない、という考えもあるかもしれません。だけど大切なことほど、何が絶対に正しいのかなど、誰にも本当はわからないのです。ただ、今、決断しなければならぬ時というのが必ずあって、愛菜さんにとっては、それがまさに9歳のこの時だったのだと、私は理解しました。

だったら、私にできることはただひとつ。（よく決断したね）と愛菜さんが必死で見つけた、その生き方を認めることでした。「尚子先生、愛菜のこと忘れないでね」振り返り振り返り、最後まで別れを惜しみながら転校して、それきり。もう何年も経ってしまったけれど、あの時の愛菜さんの覚悟は、今もこんなにも深く私の心の中に刻まれています。

いま、ここに目を留めてくれたあなたへ

委員 野見山 ナオミ

今、あなたは、どんなことを思いながらここに目を留めてくれたのでしょうか？

私たち子ども支援センター、子ども支援委員会は、何かあなたの力になりたいと願い、“ああしたらいいかな？”、“こうしたらどうだろう？”と模索しながらこの1年も過ごしてきました。

ですが、振り返ってみて、私たちは、「課題解決に向けて本当に力になることができているのだろうか？」「安心して相談できる場所として機能しているのだろうか？」「実は、自己満足になってはいないか？」等々自問自答しています。

私たち大人は、「困っていること、悩んでいることがあったら、是非相談してね」とよく言ってしまう。でも、本当に困っている時に声をあげることは、色々な気持ちが入り交ざって、実はとてもとても難しく、喉元まで言葉が出てきても、声を出すこと、言葉にすることはすごく大変なことですね。

ちょっとやさそとの勇気ではないですね。

だから、伝えてくれたあなたには、「勇気を振り絞って話してくれて、伝えてくれて、本当にどうもありがとう」の言葉をお返ししたいです。本当に、ありがとう。

そして、もし、話してみようか迷っている人がいたら、「誰かに話すということは120%以上の勇気があることだけど、一人で頑張らずに、私たちに一緒に考えさせてください」ということをお願いしたいです。

でも、そんなことを言っている私自身は、私が5歳の時に父がガンで他界したため母子家庭で育ち、二人姉妹の長女ということも手伝ってか、「私がしっかりしなくちゃ」という気持ちがいいつも心の根っこにあって、子どもの頃は、なかなか誰かに相談することができない子どもでした。でも、正直一人で抱えていることはやっぱりしんどかったです。

経済的な理由から大学進学を諦めなくてはならないような状況になったときに、「私は大丈夫」と平気な顔を装いながらも、心の中はちょっと自暴自棄になって気持ちがささくれだったりしたことがありました。よく覚えてはいないのですが、それで多分、担任に「進学したい」ということを相談したのだらうと思います。(想像ですが、)それで担任の先生が、私が進学できるように様々に動いてくれて、そのお陰で進学できたのだと思います。奨学金の返済は大変だったけど、あの時に「進学したい」と相談できたからこそ、その後の道が開かれたのだらうと、今、改めて思い返しています。

とても勇気があるけれど、メールでも電話でもいいので、どうか話してください。一人で頑張らないで、一緒に考えさせてください。あなたが笑顔で幸せな人生を歩めることを願っています。

今、子どものあなたへ

特別委員 山本 京子

Kさん、お元気ですか。

桜の花の時期も過ぎ、新緑の季節を迎えましたね。風薫る青葉、若葉に包まれて、信州の美しさがあふれる季節です。

新学期が始まって早や1か月、新しいクラスでの生活はいかがですか。

友達はできましたか。

部活は何を選んだのでしたっけ。

勉強はどうですか。そろそろ中間試験とかあるのですか。

「あれやこれやと聞かないでくれない、もう、うるさいんだから」と言いそうな、あなたの顔が目には浮かびます。

でもね・・・あなたが学校生活楽しんでくれていればいいなって、いつも思うんですよ。

私が、こんな心配してるっておかしいね。

Y

Yさん、心配してくれてありがとう。

本当はユウウツなんですよ。青葉じゃなくてブルー・ブルー・ブルーマンディ。

4月には明るかったクラスも部活も、この頃重い。教科書も重たい。ああ面倒、一日寝てたい。夜になるといろいろ考えちゃって眠れない、朝になると眠い。

友達のこととか、世の中のこととか、進路のこととか、家族のこととか考えちゃうこといろいろあって、自分が大人になったらどんな世界になるかって思うのに、なんで今の大人は平気で生活できるんだろうって思うんだよね。

親に言えば「どうしたの？何かあったの？いじめられた？」とかって言われそう。

だから、ここだけの話。いつもニコニコ、フツウにしていますよ。

K

Kさん、お返事ありがとう。

考えるよね、悩むよね、こんなことしていいのかな。他にもっと大事なことがあるんじゃないのかなって。でも深刻そうな顔すると、周りから「エッ？」って言われそうだし、「ベツに何にも」、「困ってることなんかないですよ」ってポーズ取ってる。我慢。我慢。ガマン。見ない、言わない、聞かない・・・。

どこかで本音を出せるといいね。心配なことや嫌なことをポツポツ、ボソボソ話せるといいね。温かく静かに聞いてくれるひとがいるといいね。

Y

昔、子どもだったわたしから

【資料】

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例

平成 26 年 7 月 10 日

条例第 32 号

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例をここに公布します。

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 基本的施策（第 10 条—第 17 条）

第 3 章 子どもに対する人権侵害の救済等（第 18 条・第 19 条）

第 4 章 雑則（第 20 条・第 21 条）

附則

子どもは、社会の宝であり、一人一人がかげがえのない存在である。

子どもは、一人の人間として、その命や人格が大切にされ、社会の一員として豊かに育つことができるよう、その人権が守られなければならない。

子どもが、生まれた時から持っている育つ力を発揮して能動的かつ自立的に活動し、自らを大切に思う気持ちを持って自分らしく成長していくことができるよう、大人は、子どもの力を信じ、支えていく必要がある。

長野県には、地域で子どもを大切に育ててきた伝統と取組があり、多くの子どもは、大人に見守られながら健やかに成長している。

一方、人間関係が希薄になり、経済格差が広がるなど社会環境が変化する中で、いじめや虐待の増加等子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、問題を抱え我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。

このような子どもを支援するため、その抱えているつらさ、悩み等に寄り添いつつ、相談に応じ、救済する仕組みが必要である。また、乳幼児期から青年期まで成長段階に応じて継続的に子どもへの支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等様々な領域で、県はもとより、国、市町村、民間団体等が連携協力して、重層的かつ総合的に子ども支援に取り組み、社会全体で子どもの成長をしっかりと見守り、支えなければならない。

ここに、子ども支援に関わる全ての者が連携協力して、子どもと子どもの育ちを支える人を支援することにより、未来を担う子どもの幸せを最大限に尊重し、ひいては全ての子どもが将来に夢と希望を持ち、伸び伸びと育つ地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子ども支援に関し、基本理念を定め、並びに県、保護者、学校関係者等、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、子ども支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、子ども支援のための施策を総合的に推進し、もって子どもの最善の利益を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳未満の者をいう。

2 この条例において「子ども支援」とは、次に掲げる支援をいう。

(1) 子どもの育ちを支えるために行う子どもへの支援（以下「子どもへの支援」という。）

(2) 子どもの育ちを支える者への支援

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

4 この条例において「学校関係者等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設の関係者

(2) 前号に掲げるもののほか、子どもに、授業の終了後等に適切な遊び又は生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う者

(基本理念)

第3条 子どもへの支援は、子どもが不当な差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことなく安心して生きていくことができるよう、その人権が尊重されることを旨として行わなければならない。

2 子どもへの支援は、子どもが、その成長段階に応じ、学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明することなどにより主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行わなければならない。

3 子どもへの支援は、子どもが相互に人権を尊重し合うことができるよう自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付け、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行わなければならない。

4 子どもの育ちを支える者への支援は、その者がゆとりのある環境で子どもと接することができるようになることを旨として行わなければならない。

5 子ども支援は、県、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、県民等が各々の役割を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行わなければならない。

(県の役割)

第4条 県は、前条に定める基本理念（第6条及び第17条において「基本理念」という。）にのっとり、地域における県民の主体的かつ自主的な子ども支援のための取組を尊重しつつ、その施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、子ども支援のための施策の策定に当たっては、子どもを含めた県民の意見を反映するよう努めるものとする。この場合において、子どもの意見を聴くに当たっては、子どもが意見を直接述べることができる方法を用いるよう留意するものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもの育ちについて第一義的責任を有することを認識し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならない。

(学校関係者等の役割)

第6条 学校関係者等は、学校等における子どもの安全を確保するとともに、基本理念にのっとり、子どもへの支援を行わなければならない。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保できるようにするため必要な雇用環境の整備に努めなければならない。

(県民の役割)

第8条 県民は、子どもが安心して生きていくことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努めなければならない。

(市町村等との連携協力)

第9条 県は、子ども支援のための施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う子ども支援のための施策に協力するものとする。

2 県は、子ども支援に関し、その活動を行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の民間団体と連携協力するものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の充実)

第10条 県は、何人も子どもに関する各般の問題についての相談をすることができる総合窓口の設置その他の相談体制の充実を図るものとする。

2 県は、前項の相談をする者が安心して相談できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(社会参加の促進)

第11条 県は、子どもの社会参加を促進するため、他の子ども等との交流の機会の提供、子どもの社会参加を促進するための仕組みの整備の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(子どもが安心して過ごせる場の整備)

第12条 県は、児童館その他の子どもが安心して遊び又は生活することができる場の整備の促進に努めるものとする。

(人権教育の充実)

第13条 県は、人権教育の充実に努めるものとする。

(保護者に対する支援)

第14条 県は、保護者に対し、その相談に応ずるほか、子育てに関する不安の緩和又は解消をするため、市町村等による保護者が相互の交流を行う場所を開設する事業への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、家庭教育を支援するため、保護者に対する学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(学校関係者等に対する支援)

第15条 県は、学校関係者等に対し、その相談に応ずるほか、研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置は、乳幼児期の子どもの育ちを支える学校関係者等への支援が重要であることに鑑み、当該学校関係者等に特に配慮して講ずるものとする。

(関係者による連携協力の推進)

第16条 県は、関係者による子ども支援に関する情報の交換の場における助言等の支援その他の関係者相互の連携協力を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(相談機関の周知等)

第17条 県は、子どもに関する相談に応ずる機関及び子ども支援のための施策について、子ども及び保護者等に対し、適切な方法により周知するものとする。

2 県は、基本理念に関する県民の理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 子どもに対する人権侵害の救済等

(人権侵害の救済)

第18条 いじめ、体罰等による人権侵害(以下この章において「人権侵害」という。)を受けた、若しくは受けている子ども又は当該子どもに係る保護者は、長野県子ども支援委員会に対し、その救済を申し出ることができる。

2 長野県子ども支援委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る事案に関し法令に基づく救済制度が存する場合その他の規則で定める場合を除き、その事案について調査審議し、当該申出をした者に当該調査審議の結果及びその理由を通知しなければならない。

3 前項の場合を除くほか、長野県子ども支援委員会は、子どもに対する人権侵害があると認められるときは、その事案について調査審議することができる。

4 長野県子ども支援委員会は、前2項の規定により子どもに対する人権侵害に関する事案について調査審議を行うに当たっては、当該事案に係る学校関係者等その他の関係者に資料の提出及び説明を求めることができる。

5 長野県子ども支援委員会は、第2項又は第3項の規定により子どもに対する人権侵害に関する事案について調査審議した結果必要があると認めるときは、知事又は教育委員会に対し、次に掲げる事項について勧告することができる。

(1) 子どもに対する人権侵害が行われなくするために必要な措置を講ずること。

(2) 県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと。

6 知事又は教育委員会は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(長野県子ども支援委員会)

第19条 子どもに対する人権侵害に関する事項について調査審議するため、長野県子ども支援委員会(以下この条において「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、前条の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じて子どもに対する人権侵害に関する事項を調査審議するものとする。

3 委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

7 この条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 雑則

(施策の実施状況等の公表)

第20条 知事は、毎年、県が講じた子ども支援のための施策の実施状況等の概要を公表するものとする。

(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項（総合窓口の設置に係る部分に限る。）及び第3章並びに次項の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成27年3月規則第23号で、同27年4月1日から施行)

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例施行規則をここに公布します。

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成 26 年長野県条例第 32 号。以下この条及び次条において「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議しない場合)

第 2 条 条例第 18 条第 2 項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 28 条第 1 項第 1 号及び第 2 号ただし書の規定により家庭裁判所等の承認を得て採った同法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置（同法第 28 条第 2 項ただし書の規定により家庭裁判所等の承認を得て期間を更新した場合の当該措置を含む。）に関する場合又は当該承認を求め現に家事審判の手続きが行われている場合

(2) 判決等により確定した権利関係に係る事案に関する場合又は判決等を求め現に事案が裁判所に係属している場合

(3) 条例に基づく長野県子ども支援委員会（以下「委員会」という。）の行為に関する場合

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、調査審議することが適当でないと委員会が認める場合

(会長)

第 3 条 委員会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第 4 条 特別委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

2 特別委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

長野県子ども支援センター
長野県子ども支援委員会

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県県民文化部こども・家庭課内

【相談窓口】

子ども専用相談ダイヤル	0800-800-8035
大人用相談電話	026-225-9330
F A X 相 談	026-235-7390
E メ ー ル 相 談	kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

【お問い合わせ】 こども・家庭課 こども福祉係

電話 026-235-7099

FAX 026-235-7390